

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(案)」に対する意見公募の結果について

令和 8 年 3 月 3 1 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

令和7年12月26日付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(案)」に対する意見公募を行ったところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見並びに御意見に対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を別紙に取りまとめましたので公表します。

今回御意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

- (1) 意見募集期間：令和7年12月26日(金)～令和8年1月25日(日)
- (2) 資料入手方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)、厚生労働省・経済産業省及び環境省のホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、電子メール又は郵送

2. 御意見等の総数

1件

3. 問合せ先

- 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111(内線2428)
- 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-1511(内線3701)
- 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
TEL：03-5521-8253

(別紙)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(案)」に対する御意見及び御意見に対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	運用通知では「ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウム」の塩は”既存化学物質等”として扱われますが、例えばナトリウム塩として公表されている化学物質のカリウム塩は今回の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質」に該当しますか。	<p>ナトリウム塩が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質」(以下「届出不要物質」という。)に該当することをもって、カリウム塩は届出不要物質とはなりません。</p> <p>一方で、令和8年4月1日より有機化合物の金属塩(ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウムに限る。)であって、当該塩を構成する酸が既存化学物質等に該当し、かつ当該塩を構成する酸が届出不要物質である場合は、カリウム塩は届出不要物質として扱われます。</p> <p>このことは、令和8年4月1日に施行する「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(以下「運用通知」という。)(※)2-1(1)④において、有機化合物の金属塩(ナトリウム、マグネシウム、カリウム又はカルシウムに限る。)であって、当該塩を構成する酸が運用通知1-2に記載の既存化学物質等に該当する場合、既存化学物質等として取り扱うものとし、ナトリウム塩が運用通知1-2に記載の既存化学物質等であっても、カリウム塩は既存化学物質等として取り扱うものとはならず、運用通知3-1を適</p>

		<p>用することができないことによります。届出不要物質になるのは、同運用通知の3-1(2)イ及び3-1(4)を適用する場合があります。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_t_r071006_51_0_sinkyu.pdf</p> <p>なお、一般化学物質等の令和7年度の製造・輸入実績数量の届出（届出期間：令和8年4月1日～7月31日）においては、令和8年4月1日施行の運用通知の規定は適用されません。</p>
--	--	---